

特別養護老人ホーム高砂荘入所に関する基準

1・目的

この基準は、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、真に入所が必要な利用者の円滑な入所に資するため、「栃木県特別養護老人ホーム入所等にかかる指針」により、入所に関する基準を明確にしたものである。

2・入所の対象者

入所の対象となる申込者は、介護保険法に基づき要介護と認定されたもの（以下「要介護者」という）のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した別表の「入所申込者評価基準」（以下「評価基準」という）により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、高砂荘入所検討委員会が認めた者（2次判定）とする。

3・入所の申し込み

入所の申し込みは、原則として本人・家族等が介護支援専門員を通じて行うものとし、別紙の「入所に係る介護支援専門員意見書」が添付するものとする。ただし、介護支援専門員がいない場合は、当施設の生活相談員が、申込者の調査を行い「入所に係る生活相談員意見書」を作成し、添付するものとする。

4・入所検討委員会

- (1) 施設は、入所を決定する為の入所検討委員会を設置する。
- (2) 入所検討委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員、当該法人の評議員、によって行うものとする。
- (3) 入所検討委員会は、施設長が召集し開催する。
- (4) 入所検討委員会は、入所参考者名簿（以下「参考書名簿」という。）の上位複数
の者について2次判定を行い入所決定を行う。

なお、予め参考書名簿を、「評価基準」により算出した点数が上位の者から順に作成しておくものとする。

- (5) 2次判定においては、入所申込者の個別の特殊事情、当該施設の男女の部屋の構成や入所者の状況等を総合的に勘案するものとする。
- (6) 入所検討委員会は、入所に係る審議の内容を記録・保管するものとし、入所者等からの請求があった場合には開示するものとする。
- (7) 施設長は、当該施設入所者の再入所及び老人福祉法に定める措置委託による場合は、入所検討委員会の審議によらず入所決定を行うことができる。
ただし、当該施設退所者の介護の必要性や居宅における介護の困難性等が当初入所時に比べ軽減されていると認められる場合は、入所検討委員会の決定によるものとする。

5・緊急入所の場合の取り扱い

(1) 対象者

災害、介護者の緊急入院、虐待、その他の事情により、短期入所生活介護の利用可能な期間を超えて施設へ緊急入所することが必要であると施設長が認めた申込者とする。

(2) 緊急入所の申し込みは、本人・家族等が介護支援専門員または当施設の生活相談員を通じて行うものとする。

(3) 入所の決定等

- ① 施設長は、緊急度の調査の上、入所決定を行うものとする。
- ② 施設長は、調査結果および決定内容を記録・保管するとともに、その内容を入所検討委員会へ報告するものとする。
- ③ 施設長は、緊急入所の原因となった事由が無くなったと認められる場合は、当該入所者を退所させるものとする。

この場合において、当該入所者が通常の入所申し込みを行うことを妨げない。

6・適用時期

この基準は、平成15年4月1日から適用する。